

3. 排水設備の設置及び構造

排水設備の設置及び構造の技術基準は、施行令第8条、条例第6～7条及び規則第4～5条、によるものとします。なお、排水設備計画（変更）確認申請書及び完了検査において、特に確認する事項について、下記に示します。

3-1 宅内排水管

(1) 内径及び勾配

汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は下の表3-1のとおりとし、排水渠の断面積及び勾配は、それぞれの区分に応じて同程度以上の流下能力のあるものとします。

ただし、一つの建築物から排除される汚水の一部を排除する排水管で管路延長が3m以下の場合は、内径を75mm以上（勾配3.0%以上）とすることができます。

（条例第6条第1項第3号）

表3-1

排水人口	排水管の内径	勾配
150人未満	100mm以上	2.0%以上
150人以上300人未満	125mm以上	1.7%以上
300人以上500人未満	150mm以上	1.5%以上
500人以上	200mm以上	1.2%以上

なお、設置された公共汚水ますと現場条件により表中の勾配を確保できない場合は、協議のうえ緩和を検討する場合がありますが、最低でも1%以上とします。

(2) 構造・材質など

排水設備は堅固で耐久力を有する構造とし、原則、暗渠とします。

また、耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置を講じるものとします。

（施行令第8条）

(3) 土被り

排水管の土かぶりは、宅地内で20cm以上、私道内で45cm以上を標準とします。

（規則第5条第1項第7号）

これによりがたい特別な理由がある場合や露出管または特別な荷重がかかる場合などは、これに耐え得る管種を選定するか、防護を行うものとします。

（日本下水道協会埼玉県支部 排水設備工事責任者技術者講習会テキスト 排水設備より抜粋）

(4) その他

三郷市の公共下水道は分流式のため、雨水管（系統）は絶対に污水排水管に接続しないこと。

雨水の混入の恐れのある外水栓、受水槽のオーバーフロー及び室外機等のドレン排水などについても、雨水を排除すべき排水設備に接続してください。

（条例第6条第1項第1号）

3-2 ま す

(1) ますの設置、形状等

次に掲げる箇所および注意事項に留意し、ますを設けてください。

- ア) 排水管の起点及び終点、会合点、屈曲点、排水管の延長が下の表3-2の間隔を超えない範囲において、清掃上適当な箇所。
- イ) 排水管の管種、管径及び勾配の変化する箇所。ただし、排水管の維持管理に支障のないときはこの限りではありません。
- ウ) 維持管理に支障をきたすおそれのある既設管と新設管との接続箇所。
- エ) 将来、構築物が設置される場所を避ける。
- オ) 分流式の污水ますの場合は、浸水のおそれのない箇所に設置すること。
- カ) ますの形状は、内径又は内径のり15cm以上の円形又は角形とし、堅固で耐久性及び耐震性のある構造。
- キ) ますのふたは堅固で耐久性のある材質とし、污水ますは密閉ふたを使用。

表3-2

ま す の 管 径 別 最 大 間 隔				
管 径 (mm)	100	125	150	200
最大間隔 (m)	12	15	18	24

（日本下水道協会埼玉県支部 排水設備工事責任者技術者講習会テキスト 排水設備）

(2) 特殊ます

ますの設置位置、排水の性状、その他の原因により、排水設備又は、下水道の排除機能保持、設置保全等に支障をきたすおそれのあるときは特殊ますを設けます。

ア) ドロップます

上流と下流の排水管の落差が大きい場合は、ドロップますを使用してください

イ) トラップます

悪臭防止のためには器具トラップの設置を原則としますが、既設の衛生器具等にトラップの取付けが技術的に困難な場合は、トラップますを設置してください。なお、便所からの排水管は、トラップますのトラップに接続しないでください。（ダブルトラップの禁止）

また、飲食店等の厨房から排出される油脂、厨芥物の污水管への流入が懸念される場合は、グリーストラップ等を設置してください。なお、設置場所は容易に維持管理ができ、排水量や水質に応じた大きさで、不透水性、耐食性のものとします。

ウ) 掃除口

掃除口は排水管内の排水の流れと反対または直角の方向に開口するように立ち上げ、その口径は、100mm以上を標準します。ただし、排水管の内径が100mm以下の場合は、排水管と同一の内径することができます。

(日本下水道協会埼玉県支部 排水設備工事責任者技術者講習会テキスト 排水設備)

3-3 公共汚水ますへの接続

公共汚水ますと宅内排水設備の接続については、必ずます底の流入口に接続するように施工してください。